

岡山県立総社南高等学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月

いじめに関する現状と課題

生徒は、将来の進路実現に向けて目標を持つとともに学習、部活動や社会貢献活動等に積極的に取り組んでいる。また、服装や頭髪等の校則を守り落ちついて学校生活を行っている。学校生活アンケートは、6月と11月の年に2回実施している。アンケート内容は、「からかわれていやな気持ちになったことがある」等18項目を設定している。「yes」の回答数が数パーセントと年々減少傾向にある。また、SNS関係において大きなトラブルは発生していないが、実は水面下での状況が見えにくいのが現状である。今後、教員生徒の行動や些細なサインを見逃さないよう見守る必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・年2回のアンケートに限らず、生徒が示す些細な変化を見逃さないように、生徒と触れ合う機会を多く持ち、学年や学年を超えて情報の共有を図る。
 - ・学習のみならず特別活動も充実を図る本校の方針に従って、授業やクラスでの活動、あるいは部活動・生徒会活動・地域に出かけて行う社会貢献活動等で、コミュニケーション能力や自己有用感を高め、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくりを進める。
 - ・SNS等の利用について、校内研修や生徒や保護者への情報モラルについての教育を推進する。
- <重点となる取組>**
- ・**SNSの利用について、1年生と保護者対象の研修会を入学後直ちに開催し、校内研修も実施する。**
 - ・**生徒情報交換により情報の共有を図るとともに、学校生活アンケート結果の分析と考察を行い、クラスや学年を中心とした対応で生徒が訴えやすい環境を整える。**
 - ・**STOPitの導入で早期の相談や対応につとめ、いじめ等の未然防止をはかる。**

保護者・地域との連携		学 校		関係機関等との連携	
<連携の内容> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA役員会・評議員会を活用していじめについての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。 ・インターネット上のいじめ問題やSNS利用について、啓発のために生徒と保護者を対象に研修する機会を設ける。 ・HR活動や学年通信で、いじめ問題等に対する各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を行い、活用を促す。		いじめ問題対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取り組みの検証や方針の見直し。実態の分析と対応の検討。発生しいじめ事案への対応。 <対策委員会の開催時期> ・年4回開催（必要に応じて外部委員も参加） <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・委員会直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は、職員朝礼等で周知。 <構成メンバー> ・校外 心療内科医・PTA会長・カウンセラー・スクールサポーター等 ・校内 校長・副校長・教頭・生徒課長・道徳人権教育係 各学年主任・相談特別支援教育係・生徒課副課長・保健主事 全 教 職 員		① <連携機関> ・県教育委員会 <連携の内容> ・ネットハブルールによる監視 ・保護者支援のための専門スタッフ等の派遣 <学校側の窓口> ・教頭 ② <連携機関> ・総社警察署 ・総社市青少年育成センター <連携の内容> ・定期的な情報交換会議の開催 <学校側の窓口> ・生徒課長	

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	(情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、1年生と保護者に対して、新入生招集日にモラル及びマナーをもったインターネット活用に関する啓発を行うとともに4月に生徒と保護者を対象に情報モラル講演会を実施する。2・3年生と保護者に対しては、5月にモラル及びマナーを守ったインターネット活用に関する啓発を実施する。 (教員研修) ・教職員の指導力向上の研修として、教育相談研修会や人権教育研修会でネット上のモラルやマナーに関する内容を含む研修を実施する。 (人間関係づくり) ・授業やHRでの活動、学校行事や部活動や社会貢献活動等で、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
	(実態把握) ・生徒の実態を把握するためのアンケートを6月と11月に実施し、日頃から生徒と触れ合う時間を生みだし、些細な変化に注意を払うことで早期発見を図る。 ・STOPitにより早期の相談や対応につとめ、いじめ等の未然防止をはかる。 (相談体制の充実) ・相談担当の教員と外部の専門家の活用を生徒と保護者に周知し、気軽に相談できる体制を整え、カウンセラーなど外部の専門家を積極的に活用する。 (情報の共有) ・定期的な学年会議や臨時の職員会議等で日頃の生徒の情報や連携する外部機関からの情報が共有できる体制をつくる。
③ いじめへの対応	(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめの被害を受けたり、また関与している可能性を発見したら、速やかまいじめの事実の有無を確認する。 (いじめへの組織的な対応) ・教員が一人で抱え込まず、関係する学年の生徒指導係や学年主任・教育相談係に報告する。その後は、対応を検討するためのいじめ問題対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめられた生徒の心のケアやその生徒が安心して学習やその他の活動が送れるよう万全の環境確保を図る。保護者には、家庭訪問等で正確な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する等、当該生徒及びその保護者を誠意をもって支援する。 (いじめた生徒への指導) ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。